

新潟市特別職報酬等審議会 議事録

日時 : 平成27年11月5日(木) 午後2時30分開始 本館6階第4委員会室
出席者 : 委員8名 古川会長, 岩橋委員, 上村委員, 柴田委員, 前川委員, 牧野委員,
宮沢啓嗣委員, 宮澤茂委員
事務局5名 高井総務部長, 高橋職員課長, 山崎職員課長補佐,
井越給与係長, 佐藤給与係主査

- 1 開 会
- 2 議 事 市長・副市長, 議員の報酬等について
- 3 閉 会

(職員課長補佐)

皆様, お揃いのようなので, 平成27年度の第2回目の特別職報酬等審議会を開催させていただきたいと思えます。職員課 課長補佐の山崎と申します。暫く司会を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

本日は, 石本委員, 小室委員が欠席で, 委員総数10名のうち8名の出席です。よって, 過半数を超え, 審議会の成立要件を満たしておりますので, ご報告申しあげます。

では, 本日は2回目ということで, これより議事に入りたいと思えますが, その前に, 委員交代がございましたので, 新たにご就任いただきました委員をご紹介します。

長谷川委員に代わりまして, 宮沢啓嗣委員でございます。よろしくお願いいたします。では, ここからは古川会長から, 議事の進行をお願いいたします。

(古川会長)

それでは, 前回に引き続きまして, 特別職の報酬等についての審議に入りたいと思えます。前回は, 類似政令市の市長, 副市長および議員等の報酬との比較が中心となり, 比較対象20市の中で最も低い位置であるというような問題がありました。また, 市長, 副市長の報酬と議員報酬の間に大きな乖離があるということを主な理由としまして, そういった較差を是正する方向に向かうべきだという話で, 雰囲気的には増額改定の方向でという意見が多数を占めていたと思えます。今日は, さらに前回の議論を発展させ, 増額改定が必要であるにしても, 誰の報酬や期末手当について, どの程度の幅で改定していくのか。また, その実施時期をどうするのか。そういう問題について, さらに議論を深めていきたいと思えます。

と申しますのは, 増額改定を行うことになると, 予算措置の裏付けも当然必要となってくるわけですから, その関係で実現が可能なのかどうかということもにらみながら, 議論を行っていく必要があると思えます。そうしませんが, 机上の空論で終わってしまう恐れがありますので。そういった面のほか, 市長, 副市長の報酬が増額しますと, それに連動する形で行政委員などの報酬の問題も出てまいります。そういった問題についても, どうするかを検討しなくてはならないということもあります。それらを踏まえまして, 現

実的な答申をするためにはどういったことを検討していくべきかということについて、今日は議論してまいりたいと思います。議論の対象が非常に多くありますので、議論が混乱しないように私のほうである程度整理させていただきながら、議論を進めさせていただきたいと思います。

今日は、机上に配布されております、前回依頼のありました資料、それから宮澤茂委員から話のありました、熊本市の市長、副市長の退職金規定ですか、その部分での観点についての話も出ております。まず、上げるか上げないかということを考える前提としての情報を皆さんに開示して、そこからさらに議論を深めるという方向で行きたいと思います。

まず、市のほうから提示された資料についてご説明をお願いします。

(職員課長)

では、私のほうからご説明いたします。資料の説明に入る前に、先回の会議の際、次回ご回答申し上げることとしておりましたものが2点ございましたので、それについての説明からさせていただきます。

まず、今回の一般職俸給表の8級ないし9級の改定率はというご質問でした。それについては9級の改定率が0.1%の改定率となります。俸給表全体の平均改定率は0.3%ですが、9級のみには絞れば0.1%になるということです。

2点目については、一般職の期末手当の支給月数と特別職の支給月数が異なっている理由とはというご質問でした。遡って見たところ、平成14年度までは特別職と一般職の期末手当は同じ月数でした。平成15年度から、一般職の期末勤勉手当が、勤勉手当を重視する形にシフトしていくという改正がありました。15年については、全体の月数が減少するという内容でしたので、期末手当を減少させ、勤勉手当は減らさなかったということです。その後も増減はしておりますけれども、一般職については増分を勤勉手当で措置しております。国ではどのようにしていたかということ、全体の一般職の期末手当の合計月数と、平成14年度の一般職の期末手当と全体の月数の割合を、それぞれ改定時に乗じ、期末手当として算定してきたという経緯がございます。だいたい、全体の月数の75%を一般職の月数に乗じて算出しているようでございます。なぜそうしてきたかという理由については、詳細な説明がない状態でございます。

では、引き続きまして資料についての説明に入らせていただきます。事前に送付申し上げた資料でございます。

資料1でございます。政令市移行に伴って、国・県から移譲された業務および権限についてです。1ページ目の資料については、全体の事務数がどうなったかという資料です。これについては、新潟県と新潟市の間で協定書を結んでおりまして、その中に一覧表として記載されているものをまとめたものでございます。法令等の移譲事務と県独自の移譲事務の2つに分かれておりまして、それぞれ、事務数と主な法令事務ということで記載されております。合計しますと、1,157の事務が、政令市移行に伴って新潟県から新潟市に移譲されたものとなります。具体的なものということで、資料2ページ、3ページにご用意させていただきました。これについては、政令指定都市へ移行するとういう事務を政令市としてやらなければならない、あるいは、できるという内容のものでございます。

福祉行政に関する事務ということについては、代表的なものとしまして児童相談所が必

置ということになります。当然ながら、この事務を行うためには専門職の配置が必要になってきます。移譲後は、結構大変な事務を受け取るということです。2つ目は保健衛生に関する事務ということで、こちらにも精神保健福祉センターが必置となります。

地方教育行政に関する事務においては、県費負担教職員の任免、給与の決定、休職および懲戒に関する事務、一括して人事権と呼ばれるものについて移譲を受けております。

土木・都市計画行政に関する事務については、一般国道の管理、市内の県道の管理というものが移譲され、これにもとづいて新潟市で管理しているということです。3ページ目では、一級河川および二級河川の管理というものがございしますが、こちらは市長が行うことができるという規定になっておりまして、これについては県と協議のうえ、県の管理のままということになり、移譲を受けておりません。また、都市計画決定、産業経済に関する事務として、大規模小売店舗の関係事務などが移譲を受けております。また、政令市になりまして、知事の関与を要しなくなる事務というものもあらわれております。

社会福祉行政に関する事務では、児童福祉についての質問・検査・改善命令・事業停止などが本市で行うことができるということをございます。それから、知事の関与等に替えて主務大臣と直接やり取りをするということで、新潟県の関与が不要となった事務もございます。このような事務が、政令市移行の際に移譲を受けた主なものとなっており、事務量および権限としては結構大きなものとなっております。

次に資料2ということで、平成26年度における決算額に占める議会費の割合でございます。それぞれ、政令市の平成26年度決算ということになっておりますが、静岡市だけはまだ到着しておらず、平成25年度決算状況を掲載させていただいております。歳出総額、人件費、議会費の総額ということで表を区分いたしております。対歳出総額費というのが、議会費を歳出総額で割り返したのになっておりまして、札幌であれば0.22%という形になっております。新潟市においては0.30%ということで、総額の順位としては10位となっております。傾向としましては、平成以降の政令市が上位になっているという傾向が見られるかと思っております。また、参考までですが、議会費を人件費で割り返したの、これは議会費の中で大きなウェイトを占めるのは議員報酬ですので、その割合ということで参考に数字を提供させていただいております。新潟の場合、11位という順番でございます。

次に、資料3でございます。こちらについては、合併前の各市町村の特別職・議員の報酬等はどうなっているかというご質問でしたので、資料として提供させていただきます。ご覧のとおり数字となっております。当時の期末手当支給月数は3.3か月ということで、これは全ての市町村で同様の月数となっております。期末手当の役職加算率については、20%と15%という形になっておりまして、これについては各市町村の事情があるかと思っております。合併後については、すべて新潟市の金額にあわせてあるという状況でございます。

続きまして、大変申し訳ありませんが資料提供が遅れ、当日配布資料となってしまいましたものについてご説明申し上げます。

まず、当日配布資料1としまして、政令市移行時にそれぞれの政令市で報酬額が改定されているのかというご質問でしたので、それに関する資料提供でございます。一番左上のさいたま市ですが、こちらは平成15年4月1日政令市移行でございます。改定後でござ

いますが、平成16年7月1日に適用というのは、改正後の実施時期でございます。政令市移行に伴い、市長から議員まで、それぞれかなり引き上げがされている状況です。やはり、他の政令市とのバランスを見てという改定理由になっているところでございます。

続いて右のところ、千葉市でございます。こちらは平成4年4月1日政令市移行で、同日付で報酬の改正、引き上げがなされております。差額についてはご覧のとおりとなっております。相模原市は平成22年4月1日移行ですが、こちらは改定がございません。静岡市については、平成17年4月1日移行ですが、実際の改定は平成19年4月1日からということで、市長のみ引き上げということでございます。

浜松市については、平成19年4月1日政令市移行で、同日平成19年4月1日適用ということで、選挙で上がってくる特別職でございますので、市長については引き上げ、副市長については他都市とのバランスおよび市長との差を参考にし、マイナス改定ということになっております。議長以下は改定なしとなっております。堺市については、平成18年4月1日政令市移行で、平成20年1月1日に議長のみ改定という形で実施しております。岡山市ですが、こちらは平成21年4月1日移行で、同年8月1日から改定が行われております。こちら、他都市との均衡ということで、市長、副市長については引き下げという形になっております。議長以下は改定ありません。熊本市については、平成24年4月1日政令市移行で、平成27年4月1日から適用ということで市長副市長および議長以下について引き上げがなされているところでございます。

以上でございます。

(古川会長)

事前に宮澤茂委員から意見表明をいただいておりますが、その要旨はこちらで理解する範囲では、退職手当の率を引き下げ、その見返りとして報酬の額を上げるということです。そのように理解しておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(宮澤茂委員)

結果としてそういう形になりますが、逆の考え方でして、まず月額を引き上げる必要があるというのが前提です。月額の引き上げだけで単に議論していきますと、色々な手当への影響もあり難しいものがあると。前回の審議会でも、年収で見る必要があるのではないかという視点もありましたので、年収を見たうえで俸給月額のところ議論を持ってくるという形にしました。もう一つ、俸給というのは、手当も含め現職の間に行っている職務に対して差し上げるものですけれども、退職手当というのは退職時にお支払いするわけですから。色々な考え方があるかと思いますが、実際に業務に従事されているときの待遇を手厚くして、退職時に支払う手当については若干見直ししてもいいのではないかと。言ってみれば基本給の後払いという見方もできるわけですが、企業の中には任期満了で退職する役員の方にお支払いする慰労金という部分の見直しを行い、現職の時の支給を手厚くするという動きもあるように聞いておりますので、そのような点も考慮しました。最終的には会長がおっしゃったように、見ようによっては一方を削って一方を上げるということになりますけれども、考え方の趣旨は今申し上げたとおりです。

(古川会長)

発想の出発点は逆だということですね。失礼しました。

それですね、この審議会は諮問を受けた事項についてのみ答申するもので、諮問対象となっていないものについては意見具申ができないと。そういうことから、退職手当については諮問の対象となっておりませんので、退職手当を調整しながら報酬を考えようというのは、審議会での審議の限界を超えることになりますので、報酬そのものを見ていくということにならざるを得ないと思います。たしかに、退職手当の総額をみながら報酬に反映させていくという発想は必要ですが、ここでの審議の限界を超えているということになりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

事務局への確認ですが、市長、副市長の報酬・期末手当の変更について議論をしておりますが、新潟市における市長、副市長の報酬、期末手当の支給に関して現在どのような動きが展開されておりますでしょうか。

(総務部長)

最近の新潟市を取り巻く情勢についてお話しさせていただきます。この9月議会で、国の交付金申請漏れで市長自ら報酬月額の20%を減額するという条例を出して、可決されております。副市長に関しては、月額報酬の15%を減額するというところで、どちらも減額は1か月間でしたが、今回のことを重く見て自主返納しているという状況です。

前回の議論でもちょっと話が出ましたが、BRTに関連して住民投票条例の直接請求に関し、署名運動がされているということもあります。審議に直接影響するものではないかもしれませんが、市を取り巻く現状の中で多少は考慮に入れるべきことではないかと思っておりますので、お話をさせていただきました。

(宮沢啓嗣委員)

今までも、そういう情報を加味しながら、毎年ご判断されていたのですか。

(総務部長)

必ずしもそういうことではございませんが、今回のように、市長が減額するというのはレアケースですのでお話しさせていただきました。

(宮沢啓嗣委員)

市長自らのご自分の報酬に関する請求権を放棄されるということで、それはそれで市長のご意思を尊重されるということではよいかと思っております。

ただ、例えば給与の体系をどう考えていくべきかということ論じることが、私どもの審議会の趣旨だと理解しております。だからと言って、制度自体を抜本的に変えていこうということになると、報酬制度ではなく人事体系から評価制度まで全部変えなければいけないということになりますので、それはちょっと私ども審議会の域を出すぎてしまいます。

確認ですが、例えば人事委員会勧告を踏まえ、今の給与に対して上乘せするのか削るのかどうか、そのような議論をこの会議ですればよろしいということではよろしいのですよね。

(総務部長)

そうですね。市長としては、諮問をして答申いただいたものについては基本的に尊重させていただきますし、最終的な判断は市長自身がしなければならないかなと思っております。

(宮沢啓嗣委員)

そのようなことを審議会で配慮して、考慮していくというかたちになると、報酬体系がめちゃくちゃになるのではないかと思うのですよね。ですから、例えば平成23年から平成26年までの間に一般職は減額になっているのに対し、特別職が据え置きになっていると言われておりましたが、なぜそうなのかと言えば、その時その時の情勢に応じて判断しているということで、それは尊重したいと思います。ただ、昨年度は一般職が引き上げられましたよね。そうすると、大体、平成23年からの減額になっていた分を取り戻すくらい水準が確保された。そういう意味では、特別職がずっと改定してこなかったということと比べますと、これでイーブンのスタートラインじゃないかと思うのです。

それと、市の職員の方々の給与については、民間企業の調査によってその平均を取られるということですから、新潟の地域経済の力が上がっているのか下がっているのかという方向性を反映した数字が出てくるわけですね。そういう意味では、市の中の決め方というのは納得いく部分があるのかと思います。

それであれば、特別職の体系の考え方としても、一般職との間の相関性、関連性というものもあってしかるべきだと思います。ですので、逆にリーダーなのだから我慢すればいいという浪花節の議論も通るかもしれませんが、個人的にはそういうのはどうなのだろうか。厳しい状況なので皆さんも負担を分かち合ってくださいというケースの場合は、率先してリーダーが身を削っていくという姿勢を示すべきだと思いますが、今そういう状況なのかというと、そうではないだろうと。いろいろなものを選び分けて、給与体系をどうしていくのかという議論に絞っていかないと、変数が多すぎて答えが出ないのではないのでしょうか。

(古川会長)

ありがとうございました。

今、宮沢啓嗣委員がおっしゃったとおりでございまして、内部でもそういった議論を重ねてきております。ただ、皆さん方に提示する情報としては、あらゆる方面からの情報を提示して、意見交換して判断してもらおうと。そういう目的で、事務局からいろいろな情報提供をしていただいたわけです。

おっしゃるように、理論的に報酬体系を考えるという時に、市長が自主的に減額措置を行ったということは直接関係のないことですから、体系を考える上では考慮の対象になりませんが、ここでは報酬改定だけではなく、改定したものをいつ実施するのかというタイミングについても議論する必要があるということですから、報酬改定を取り巻くいろいろな状況についてご説明をいただいたということです。

前は、漠然と引き上げるべきだというムードが流れていたわけですが、今回はその点を詰めた議論をさせていただきたいと思います。どなたかご意見がございませうでしょうか。

(牧野委員)

私は、あくまでも増額改定が妥当だと思っています。ですが、BRTに対する署名活動なども行われている状況で、ここで増額改定を出すことはどうなのかなど。署名活動に何らかの影響を与えはしないかという恐れもあります。ですので、答申を出す時期をずらすか、ずらせないのであれば現状維持ということにならざるを得ないだろうなと思っています。市長が20%カットというのは、何の理由ですか。

(総務部長)

福祉関係ですが、国から出る補助金の申請を失念した件がありまして、6千数百万円ほど国からの補助金が受け取れないということで、市の一般財源から補てんしたということです。それだけの一般財源があれば、他のことができたのではないかという批判があった中で、市長が自ら責任を取ったというかたちです。

(古川会長)

年間ではなく、一か月分の報酬の20%ということですね。

(職員課長)

先月10月分の俸給を20%減額して支給したという状況です。

(岩橋委員)

昨年の暮れに期末手当を改定いたしました。一年間の報酬ベースに直しますと、1.16%くらいになりますか。市長で約20万8000円になりますかね。7年間改定していないという議論がこの前あったわけですが、年収ベースで言えばその程度の改定はあったわけですね。ですので、7年間改定していないというのは正確ではなく、昨年改定していますということで議論を始めたいと考えています。

(古川会長)

審議の対象は、市長、副市長と議員の2種類ありますので、それぞれについてのご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(岩橋委員)

今までも市長も議員も同じ比率でやっていますね。

(宮沢啓嗣委員)

先ほどもご意見があったように、年収で見ていくべきでしょうね。年収ベースでどういう改定が行われているかということで。それと、期末手当というのがどういう性格のものなのか定義がないのですが、それが定例で支払われているもので、月額給与と同じ性格ということであれば、年収ベースで考えるべきと。民間のように、その期の業績に応じ変動して支給されるということであれば、また別だと思いますが、先ほどの話で、定例の給与と期末手当の間で、何らかの振り替えがあったということがありました。民間でも、給与

体系がどんどん期末手当にシフトしていくというかたちになると、ひずみが生じますから、定例給与に振り替えるというかたちで、全体の年収を変えないでバランスを変えていこうというのは行われていることです。そういうことをされているようであれば、やはり年収で評価していくべきではないかと思います。

(古川会長)

期末手当の考え方および支給率について、事務局からご説明いただけますか。

(職員課長)

民間で言う一時金として支給されるものが、我々一般職の場合は期末手当と勤勉手当という2種類の区分で支給されます。期末手当は民間でも定額の支給という部分がありまして、それに対応する一時金として支払われていたということです。民間のほうでは、そこから業績を評価して支払っていこうという、先ほど宮沢委員がおっしゃったようなものが増えてきて、これは私どもで言うところの勤勉手当に当たります。民間では、業績評価による勤勉手当にあたる支給が多くなってきているという調査結果に基づきまして、上げる方向であれば期末手当ではなく、勤勉手当の月数を上げ、より業績を評価して支給していく流れが国を含め行われているところです。そういう面では、期末手当の性格が定額支給となっているということではしかお答えできない状況です。

(古川会長)

特別職についても、勤勉手当という考え方はあるのですか。

(職員課長)

業績は選挙で判断される部分ですから、勤勉手当になじまないということで期末手当一本での支給となっております。

(古川会長)

その期末手当も、月数でやっているわけですが、国のやり方に右ならえでやってこられたのがこれまでのやり方だという理解でよろしいでしょうか。

(職員課長)

そういうことです。

(古川会長)

他にありますか。

(宮澤茂委員)

前回、政令市になってどれくらい業務が増えたのかというデータが欲しいということで話があり、事務局のほうから資料を出していただきました。一つの要素としては、政令市になって業務が非常に増えていきますし、広範にもなっています。指標をどうするかという

問題はありますが、そこは一つの要素になるのではないかと思います。新潟市の場合、中核市という過程を経て、そこで大合併があって政令市になるという段階を踏んでいるわけです。配っていただいた資料3の合併前の状況を見ていただきたいのですが、これは黒埼町と合併した後の数字です。そういう経過を経てきているわけですから、それを一つの検討資料にするのは妥当ではないかと思います。

もう一つ、人事委員会の勧告というのが出てきます。それをそのまま適用するのかという議論はあると思いますが、勧告の趣旨を踏まえて、特別職をどうするかという議論も必要な視点だろうと思います。

3点目、審議会として報酬はこれくらいのレベルが妥当だとした場合においても、市の財政状況がどうかとか、経済情勢がどうかという財政的な配慮も必要だろうと思います。いろいろな要素があると思いますが、最低でもこれら3つの要素は視野に入れて、それぞれの視点に立った時にどうかという議論をしていく必要があるのだろうと思います。

もう一つだけ申し上げますと、先ほど事務局から市長の報酬を減額したとか、自主的に返納したという話がありましたが、それは個々の具体的な事情であって、それを審議会で議論するのはあるべき姿としてはどうなのだろうと。答えを出して、それをそのまま受け取るかどうかというのは行政の判断でしょうし、議会の判断です。審議会の意図することはわかるけども、今の状況からすると、そのままやるのはどうかというところがあれば、例えば実施時期をずらすなり増額幅を減らすなりして実施したいというのを、審議会の議論とは別に、議会なり市長なりで判断されるべきだということです。ですので、審議会としては、その点については切り分けて考えていきたいと思います。

(古川会長)

実施時期の観点も含めて、本来あるべき報酬の姿と、それをいつ実施するのかということについては別の問題だということですね。いつ、どういう方法で実施するかというのは、行政側で具体的なスケジュールと合わせた形でやっていくということで、審議会で議論するのは、本来あるべき姿がどうなのかということで、それについて議論を深めるべきだというお話でした。

前回と大体流れは同じようで、増額のほうに進むべきだということでは、大方の意見は一致しているような感じはしますが、どうでしょうか。増額ではなく、据え置くべきだというご意見はございませんか。

(岩橋委員)

結論から言うと、今回は様々な要因を加味して見送りというのが個人的な意見です。ただ、答申して増額する時期が問題で、これを来年の4月まで据え置くのか、または期中でも可能なのか、そういうことも含めたうえで今は据え置きということで、意見として申し上げたいと思います。

前回の会議でも申し上げたのですが、財務状態がここ4年間後退していて、今年度から上向いていくという計画が出されております。ですが、去年出された計画が、すでに今年になって変わっている、計画通りになっていないという部分も多々あります。したがって、もちろん信じたい部分もありますが、もう少し様子見をさせていただきたいというのが一

つです。

それともう一つ、市長も議員も、昨年の改定で期末手当を増額し、1.16%ほど年取ベースで上げているわけですね。それを考えると、上げていなかったという議論は当てはまらないという部分もあります。

私は東区在住ですが、牧野委員も冒頭におっしゃっていましたが、このところ行政に対しても、議会に対しても、不満が溜まっています。感情的なものがかなり溜まっていて、私の周りでも耳にすることが多くあります。それを含めると、ちょっとタイミング的によくないのではないかと。一般市民の方は財政状態が上向いているとか、連続して悪いとかいうことについて、あまりご存じない方がほとんどです。ただ、その時その時の市民感情等で判断することが圧倒的に多いわけなので、そういうことを含めると、ちょっと時期をずらしていただきたいということです。

あと、先回も申しあげましたが、一般議員の報酬において非常に較差が大きいんです。資料を出していただきまして、新潟市に合併したために20万とか30万だった方が、60万や65万になったというケースもあります。ですが、議員総数も合併前は300人くらいだったものが、現在は51名になっているということもありまして、一般議員のベースを段階的に調整していただくというようなことを、文言として脇に付けて答申させていただければと考えております。

(古川会長)

岩橋委員は非常に熱心な較差是正論者なのですが、それをいつ実施するかという問題になりますと、単純に較差を比較するだけでは収まらないと。実施する時期を選ぶ必要があるというご意見です。

(柴田委員)

実施時期についての岩橋委員の説明、本当にごもつともだと思えます。今のトップに対する市民の感情というものを考えると、実施時期については私も同じように思います。

私は前回の審議の際に政令指定都市の中で20位と、信じられないほど新潟市が下位だったものですから衝撃を受けまして、なぜ20位なのだろうかというところから考えをスタートしています。その中で、合併した結果として大きな政令指定都市になったと同時に、大きな役割と権限の委譲を受けたわけですが、合併して政令指定都市になった時の答申はどれくらいのもを見込んで答申したのか、その検証はあったのか、なかったのかということを考えています。それは、私としてはなかったのではないかと思うわけで、どのような結果で20位というところまで来たのかということ参考までに伺いたいということで、事務局からお調べいただいております。

(古川会長)

では、資料を配布してもらいます。

(宮澤茂委員)

実は、この答申の時の審議会の議事録が手元にありまして、この時の審議会会長の締め

くくりの言葉として、「据え置きということで答申したいと思います」ということで、その時は据え置きのかたちになっていますが、静岡や浜松、ここは引き上げの裏で、退職金に手を加えて、そこを引き下げる見返りとして月額報酬を増やしているのですね。これも合理的な対応だと思いますし、そのことも含めて審議会で検討すべきなのだろうかという問題点を投げかけたうえで、今回は結論としてこういうかたちになるのだけれども、今後はもう少し具体的に検討しなければいけない課題が色々残っているということも実感しているから、来年度以降も審議していただきたい、ということで議事録が残っています。ところが、実際その後市ホームページで公表されている過年度の議事録を見ていったのですが、その次以降の審議会では、政令市移行でかなり業務も増えているから何らかの手立てをしなければならぬということ、委員皆さんおっしゃっているのですが、結論はやはり現状維持と、そういう形ですと来ているというのが実態です。

(岩橋委員)

結局、どんな審議会もそうなのですが、こういうことも将来見据えてとか、こういう議論もしてほしいということを附記するのですが、そのことについて事務局で取り上げて、何かの審議会にかけようとか、新しい審議会を立ち上げようとか、そういうことはなされていないわけですね。ですから、今回も膨大な議論になりますので、一般議員の見直しを何年間でやってほしいとか言った時に、例えば審議会等を立ち上げて議論する場を作るとか、そういったことは可能ですか、そういった答申があったということで、審議会を立ち上げるとなると予算的な問題もあるかと思いますが。

というのは、今おっしゃったように、その繰り返しだと議論が重なっていかない、次のステップに行かない、結局10年経っても議論が進んでいません。ですから、私どもは2年とか3年任期で引き継いでいくわけですので、行政の方でそれをかたちにしていくことをやらないと、今のような結果が将来的にも続いていくと思われま。

(総務部長)

どういう形にするかという議論はあるかと思いますが、条例制定ですとか、拠って立つところがないと審議会は設置できませんので、条例設置までしてやらなければだめなのかということはあると思います。もう少し抑えたレベルで、例えば市長の私的な諮問機関とかのかたちであれば、議論を引き続きやれるのかなという考えが私の中ではありました。ですが、審議会を新たに立ち上げてということになると、厳しくなるのかなと思います。

(岩橋委員)

可能なかたちでいいと思いますが、我々や過去の先輩委員の方々が答申したものを具現化するような議論の場が、私どもがバトンタッチした後にもできるのであれば、この10年ほとんど議論がされてこなかったようなことは回避できたように思います。

(総務部長)

今回の議論が一定のかたちになった時に、宿題としていただくわけですね。それに対し、事務局としてどういうアプローチをするべきか、ということなのかなと思います。そ

の勉強会あるいは審議会の結論が、報酬審の次のメンバーの中で一定の参考になるという。それは確かに、次へ進むための一つの道筋かもしれません。

(岩橋委員)

そうしていただければ次の委員の方も議論に入りやすいし、流れもつかめます。あとは、次の委員会がどういう課題を担って進むべきかということもわかり、すぐに議論の核心に進めると思えるのです。これはちょっと、今日の審議とはずれてしまいますけれども、それを踏まえて附記をお願いしたいと思います。

(古川会長)

実は、これまでの審議の過程で出た意見の中にも、毎回そういうご指摘をいただいております。この審議会は、市長の諮問を受けないと始まらないわけですよ。市長の諮問は、人事委員会の給与勧告が無ければ始まらない。そうすると、これが開かれるか開かれぬかは全くの市長任せ、状況任せになっております。人事委員会勧告が出て、市長から諮問があり、こちらが答申を出すまでの期間は非常に短い。そうすると、毎回同じようなことを議論しながら、実際問題としてはほとんど現状維持で、この審議会が開催された時の状況を踏まえると、とても変更するような状況ではない、市民感情に反するというような議論を毎回繰り返し、それで現状維持の結論を出してきました。ですが、やはり本質的には、報酬のあり方、期末手当のあり方をどうすべきかという議論については、諮問を受けたこの審議会では審議しつくせない部分がある、そういうジレンマを常に抱えている委員会というわけです。ですから、その委員会で、これから何か変更するというようなことをやろうとすると、変更するための事務手続きとか、予算編成とかを色々と考えていくと頭が痛くなる状況になってしましまして、結局は現状維持という結論に結び付いてきたのがこれまでなのですね。その結果、他の政令指定都市あるいは同規模の都市と比べて較差がついてしまった。20位という順位に甘んずるという現状が生じてしまった。そういうことです。大変根が深い問題です。これからそれを変えていこうとなると、なかなか大変な議論をこれからしていかなければならない。答申を予定している時間内に、そんな答申が可能なのかということになってくると、なかなか難しいのではないかと思います。

(宮澤茂委員)

今、岩橋委員がおっしゃられたように、長期的な課題があるという認識は私も含めて持っていると思います。それはそれとして、会長がおっしゃったように、今の審議会の中でどういうかたちで整理をするかということがあると思います。

当日配布資料1ということで出させていただきました、政令市移行に伴う改定状況を見ていきますと、中には副市長まで見直したという市もありますが、特別職関係を全て見直したという市も3市あります。政令市になったのを契機として、何らかの形で見直しが見直しているというのは一つの事実だと思います。それを踏まえて私なりに作った資料がありますので、提出資料1という形で用意させていただきました。

事務局から最初に作っていただいた資料の中で、人口や財政規模で同じレベルの8市というくくりがありましたので、そのくくりにもとづいて都道府県と政令市の間での年収差

がどれくらいになるか、ということも参考になるかと思ひまして作成しました。まとめて見ますと、新潟市を含めた8市の中では、市長だけで見ると県に対して85%という、ちょっと低めの市が2つほどありますが、その他はだいたい91%を上回っていて、大きなところでは102%くらいというところもあります。大きく分けると2グループになるということです。

一方、副市長の場合はどうかと言うと、県に対しての年収比率が91%程度というところが2市あります。3市がもう少し下がって87%程度です。

議長、副議長、議員とありますが、議員を基準として考えますと、2市が概ね70%程度。それ以外の市ではだいたい82%から88%の範囲に収まっているという状況になっております。

これらを一つの指標にして考えた時、新潟県と新潟市を比較した場合には市長が89%、副市長が92%、議員が81%という形になっています。ただ、県も審議会が引き上げ答申をしていますので、引き上げ後で比較をすると議員の場合は80%程度という形になります。

もう一つ考えておいた方がいいと思うのは、県と市は同格と言われていますが、実際に事務局がまとめた資料を見ますと、政令市移行に伴ってこれだけの業務が移管されたという表が出ており、数字だけを見てもピンとこない面はありますが、具体的な例で言うと、港湾管理と一級、二級河川の管理でしょうか。こういうものも、都道府県と並んで政令市もできるということになっています。新潟市の場合は、港湾管理は引き続き県が行うこととしていますが、資料の8市には含んでいませんが、全国で見れば北九州市や横浜市、川崎市といった市は、市で港の管理を行っています。河川の管理については、先ほどの説明にもありましたが権限は移譲せず、今後協議していくという形で棚上げになっています。ところが、熊本市では政令市に移行した際、全部ではありませんが、河川の管理を県から移譲されています。河川数で言うと8河川になります。細かい話ですが、京都の新聞に掲載された記事で、熊本市の場合は県が協力的だったため河川の管理も移譲したということです。新潟県の場合は、鳥屋野潟など都市づくりの貴重な資源になっている河川の管理については、全てまだ県が持っているということですが、今申し上げた熊本市のほか、横浜市、大阪市、札幌市というところが河川管理の権限を委譲されているという状況です。

そういうこともあって、単純に県と政令市の業務がイコールではないという部分がありますが、それはそれとして先ほど申し上げたように、特別職の報酬を県と政令市で比べてみると、かなりの開きがあります。政令市に移行してから8年も経っていますし、中核市のころからずっと変えていないということを考えれば、今までの審議会では据え置きということで来ていますが、これだけの業務があつて、きちんと仕事をやってもらうためということで、どこかで誰かが提起をしないとなかなか動かないと思います。そういう意味で、今回はぜひ、どれくらい改定するかという話は置いておいて、基本的には増額改定で答申できればと思います。

(古川会長)

方向としては、増額改定を目指すということで一致していますが、問題はそれをいつ実施するのか、今回はどうするのかということです。増額改定に踏み切るのか、従前どおり

今回は現状維持という形で答申していくのか。それについて意見を交換してみたいと思います。

と言いますのは、もし今期においてこれを増額改定することになりますと、これからすぐに増額の幅について議論しなければならないわけです。どのくらい増額すればいいのかと。そして、事務局とも意見交換をする必要はありますが、それがどういう形で実施可能なのかということも詰めていかないと、答申すべき時期までに答申ができないということになってしまいます。

まずは、実施時期について、今期で実施すべきとお考えになる方、あるいは、岩橋委員や、BRTのことも踏まえて牧野委員からも慎重論のご意見がありました。そういうことも踏まえて、今回の答申をどうするかということについて意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(牧野委員)

答申の時期をずらす、ということは可能ですか。というのは、署名活動が年内ですよ。それに影響を与えないために、答申の時期を来年1月という形にすることは可能ですか。

答申については当然、ホームページで公表しますよね。それがずらせないなら、やむを得ず据え置きというのが、私の意見です。

(宮沢啓嗣委員)

私は、先ほど申し上げましたように、時期については一般職と関連性を持たせて、その中で今の体系を是として、上乘せするのか引下げするのかと、そういう議論が現実的なのかと考えています。そういう意味では、一般職と同様の時期にやっていかないと、おそらく機を逸してしまう。周囲の情勢を考慮してという話になると、上げる機会が今後出てくるとは思えないのです。固定給与、あるいは期末手当の改定をするときに指標になるのは何かと考えた時、それはやはり民間の給与実態調査を反映してという錦の御旗を持って、その結果としてやってもらいたいと思います。

今後、少子高齢化が進めば、人材を官と民の間で取り合うことになると思います。そうになると、一定の給与水準、魅力ある給与体系というものがなく、優秀な人材が集められなくなってしまいます。逆に官が突出して、民が圧迫されるようなことには、現在のシステムではないわけですから、それであれば納得性があるのかなと思います。そこを前提とした答えを、我々審議会としてはお出しする。あとは、それを採用するのかどうかというのは議会でされるわけですから、政治的な問題についてはそこで議論していただければいいのではないかと思います。そうしないと、答えが出ないというか、答申にまとまりがつかないのではないかと思います。

(古川会長)

ほかに、どうでしょうか。実施時期について、今回は見送りにするかどうかということで。これまでずっと見送り見送りでやってきて、結果として一度も改定できなかったわけですから。

(牧野委員)

政令市になってから、ずっと据え置きですからね。

(古川会長)

ですので、このあたりで風穴を開けておかないと、永久に据え置きで続くのではないかと。

(宮沢啓嗣委員)

私も、市長が動いてらっしゃるのを結構見っていますが、海外のお知り合いの方も増えて、交流範囲も広がっていて、たぶん身銭も相当切っていらっしゃると思います。そういう中で、ロシアや中国との交流も考えてみると、相当広がっていて大変だろうなと思いますね。

(岩橋委員)

今の宮沢啓嗣委員のご意見も理解できますし、その通りだと思います。一般市民の場合は、自分たちに直結している市民満足度というのが非常に大きなウェイトになると思うのですよ。去年の会議でも申し上げたのですが、2年に一回実施される市民満足度調査についても、市民がどう思っているのかという部分で資料を出していただければ、市民の意見としてそこから見えてくるものがあるかだと思います。やはり、対外的な比較も重要ですが、市民満足度というのもまた見逃せない側面があるということで、きっちり協議していきたいと思います。

(牧野委員)

合併した区にお住いの方々は、たいへん不満が溜まっていると思いますよね。

(前川委員)

私も今日、ここに来る前に何人かの主婦に話を聞いたりしました。やはり、BRTに関しては、もっと考えてほしかったという意見が多くありました。牧野委員がおっしゃられたように、特に郊外の方たちから。色々と変わったばかりで市民の皆さんも慣れていないということがあるかと思いますが、市民感情としては時期的にやはりどうなのかなど。今まで据え置かれてきたということも考えると、一般職の方が上がっているということもあり、上げる方向がいいとは思いますが、やはり時期的にはどうなのかなど。

また、議員が政令市の中でも一番低いということで、引き上げは是非していただきたいと思います。そして議会の活性化を進めていただきたい。

(上村委員)

私は、今回で構わないかと思っております。理由としては、前回とほぼ同じになってしまうのですけども。

前回いただいた資料によりますと一般職の給与改定、それから他都市の特別職の報酬等の状況、それから社会経済情勢などを総合的に勘案しながらということでした。これに当てはめながら考えていきますと、今回、一般職については月額と期末手当の両方に対して

引上勧告があったということ、それから他都市の特別職の報酬額との比較におきましても、特別職については地域手当が加味されないということを考慮しますと、どの自治体よりも低いということ、それから本市の消費者物価指数などを見ますと、景気も若干上がり気味になっていて、平成26年度の歳入も若干増になっているということ、また、合併建設計画も終了して今後大きな出費もないということ、そういったことを総合的に考えると、今回は増額勧告でいいのではないかと思います。もちろん、先ほどから出ておりますBRTの問題に対して、今回引き上げということになりますと市民感情として受け入れられないのではないということも重要な要素だとは思いますが、それを踏まえても今回引き上げという結論でよろしいのではないかと個人的には思っております。

(柴田委員)

やはり、一番抵抗がないのは今なのではないかと思いますので、先ほど上村委員がおっしゃったように今でいいのではないかと思います。

(古川会長)

実は、この審議会条例をもう一度読み直してみたのですが、ここでは議決ということを用意していないのですね。過半数による議決、というような条項が一つもないわけです。ただ、審議するというだけで。そうすると、大方の意見の一致をみて答申する、ということ的前提にしているようで、いざとなれば過半数の決議をもって議事を進行することもできるかと思って読んでおりましたら、議決事項が一つもないわけです。そうなりますと、過半数の賛成を得て、「エイッ」というかたちで議論を進めていくことはできないようです。

それを踏まえて考えてみますと、実施時期については、BRTとか、議員定数の是正の問題とか、市民感情とか、そのような点からすぐに実施するというには難色を示された意見も出ております。ただ、難色を示したからといってずっと変更してこなかったという結果が現在なわけですから、どこかで変えるという方向を目指さないと、なかなか変えるタイミングが出てこない。今回も、たまたま人事委員会勧告が出て諮問を受けたため、この会議が開かれましたが、来年も人事委員会勧告が出るとは限りません。そうなる、こういったことを議論する機会というのが、来年以降いつになるのかということも不確定になります。どこかで、この議論の成果を形のあるものにするということになると、私からひとつ提案させていただきます。議員と市長、副市長を分けて考えてはどうかと。従前から、較差が大きい大きいと指摘されているのは議員なわけですね

(牧野委員)

ですが、かなりばらつきがありますけども。新潟市は市長との比較で66.7%くらいですか。一方で、62%と低いところもありますし78%のところもありますから、必ずしも新潟市が一番低いというわけでもないのかなと。

(古川会長)

それは一番低い市長、副市長との比較になっているわけですから。ですから、市長、副

市長と比較してどれくらいだという数値だけで見ても、単純比較はできないわけですね。

(宮沢啓嗣委員)

今のお話は議員を中心に配分していくというようなことでしょうか。

(古川会長)

議員について変更の議論をするということです。市長、副市長については状況が許さないということで、今回は改定を見送るというような方法は取れないかなと。

(宮沢啓嗣委員)

それは非常に政治的な方針ですね。

(古川会長)

全くそのとおりで、理論的な根拠というものはございませんけれども。

(牧野委員)

ただ、行政と議会というのは一体のものですよね、市民に対して責任を持つという点では。例えば、先ほどから話をしているBRTについても、議会がなぜストップをかけられなかったのかということもあります。ですから、議員だけを変えるというのも、個人的には根拠がないのではないかと思うのですよね。

(古川会長)

おっしゃるとおり、私の発言には理論的な根拠はありません。ただ、今までどおりのことをやっている、今までどおりの結論に結びついてしまいますので、ここで風穴を開けるということになれば、今までと違う発想で、違うことをやって結論を出してみよう。

(牧野委員)

そういうことであれば、意見を変えようかと思えます。政治的な配慮なり署名活動への配慮なりといったものは、一切抜きにして考えたいと思えます。そういった部分は、行政なり議会なりがおやりになることだということで、ここはもう増額答申でやってしまえばどうですか。

(宮沢啓嗣委員)

おっしゃる通りだと思います。

(柴田委員)

賛成です。

(古川会長)

なるほど。

(宮沢啓嗣委員)

この審議会の委員が、その政治的な判断というものを背負う必要はないと思います。我々は、そういう政治的なものからは解き放たれて議論するべきだと。

(牧野委員)

ただ、市民感情から行くとどうなのかなというのは、依然として残りますが。それについては行政に検討してもらいたいと考えます。

(古川会長)

岩橋委員、どうですか。つまり、実施時期をどうするかというのは行政の問題だということですね。この審議会では、報酬なり期末手当なりのあり方が適正であるかどうかということだけをもって議論すればいいのではないかというご意見ですね。そういうことで牧野委員は、この審議会増額回答をすると。それをいつ実施するかというのは行政の判断だと。答申を受けてそのまま実施するかどうかというのは、行政と議会の判断だということです。

(牧野委員)

答申に関わらず据え置きとか、そういうことでもいいわけですね。答申したからといって、その通りやらなければならないということではないわけですね。

(職員課長)

性格上はおっしゃる通りです。ただ、自分たちの報酬のことを議論していただいていますので、自分でそれを上げたり下げたりという判断をするのは、当事者としてはなかなか難しいかなという印象は持っております。

(古川会長)

ただ、この審議会増額すると言っていて、それを上げないということであればお手盛りでもなんでもないわけですね。

(牧野委員)

上げるなど言っている時に、勝手に上げるのはお手盛りだけでも。

(宮沢啓嗣委員)

上げろと言われたときに上げておかないと、上がらないわけですね。

(古川会長)

そういう方針でどうでしょうか。

(総務部長)

あまりないケースの議論をされていますので、何とも答えにくい部分もあります。増額

の答申があって時期はそちらで考えなさいというのは。

(古川会長)

いや、無制限に時期を丸投げするということではなくて、一般職員の増減と連動して、事務手続上無理のないかたちでやってもらいたいと、こういう一任であればどうですか。

(総務部長)

それであればいいかとも思います。ただ、今年の場合は、一般職の改定をどうするのかということについても国の動きが全く見えない状況です。臨時国会を開かないという政府与党の動きがありますので、国家公務員の給与法が年内に改正されるということはないのではないかと、報道を見ていると思うのですね。そうすると、この12月議会では、特別職の報酬については出せる状況には事実上ないというのは確かです。年明けの通常国会は、通常は1月中旬くらいに開かれるのですが、報道を見ていると1月4日くらいからすぐに開始するという話もあります。その中で、どのタイミングで給与法が改正されるかはわかりませんが、一般職はどんなに引き延ばしても2月の議会で議決しないと。勧告内容の実施は年度内にやらなければならないので。そうすると、今は国の動きがわからないから一般職の改定は先送りしますよということで、2月議会で行くしかないという議論は内部でやっております。

(宮沢啓嗣委員)

そうであれば、なおさら我々に時期をいつにするかと言われても困りますよね。

(古川会長)

それこそ、行政の判断ではないでしょうか。

(牧野委員)

勧告が出た場合に、議会が通れば4月まで遡るわけでしょう。

(総務部長)

一般職については遡ります。ただ、特別職の場合は遡るという考え方はありませんので、条例案を出すタイミングによっては影響が変わります。12月議会で出せば期末手当にも影響がありますし、先送りすれば期末手当は来年の6月になります。将来に向けての改定になりますので、そのタイミングで少しずれるということですね。

(牧野委員)

それならなおのこと、こちらとしては時期を明示できませんよね。

(宮澤茂委員)

実施時期についてですが、今回の議論の中で増額の根拠として人事委員会の勧告が出たということも加味して考えています。そうしますと、今のお話でいつ増額になるのか読め

ないということでしたから、人事委員会勧告を実施するのと同じ時期に改定するという
ことで答申に入れればいいのかなどと思っておりました。また、仮に審議会でこれだけ見直す
べきだということを出しあった時に、それをいつから実施するかということを経行部に判
断を委ねた時、ちょっと困ってしまうというような話もありましたが、理屈の上では審議
会の議論は議論として、これだけ是正する必要があるから是正するように答申をしますよ
ね。それで何も問題がなければその通りに実施ということになるのでしょうか。市とし
ては市民感情や財政状況などのいろいろな要素がありますから、答申は尊重したうえで、
100%ではないかたちで実施するという判断もあるでしょう。なので、そこは審議会で
の判断ということと、いつから実施するかという行政の判断は分けて考えていいことでは
ないでしょうか。あまり悩むことではないのではないかと思います。最後は、市長や議会
の判断ということになるとおもいますが。

先ほど牧野委員がおっしゃったように、上げるなど言っているのに無視して上げるとい
うのは問題外ですが、審議会の総論としては今現在の処遇が業務量に見合わない判断し
て、これくらいが妥当だということを出しますよと。審議する立場は十分理解して
いるのだけれども、諸々の事情を考慮するとそのとおりに実施するには困難な状況もあると
思います。そういうのは行政の裁量の範囲なんじゃないでしょうかと思います。

(古川会長)

今まで上げてこなかったわけですから、上げるというのは久々のわけですよ。経験の
あまりないことをやるわけで色々と支障が想定されるかもしれませんが、それをどこかで
クリアしていかないとなかなか実行できませんよね。確かにおっしゃるように、理論的
にはこの場では報酬や期末手当のあるべき姿を議論して、その姿に基づいて答申するとい
うのが本来の姿です。その答申にもとづいて、それをいつどのような形で実施するかとい
うことは行政が判断すべきことであって、ここで議論すべきことではないと。そういうか
たちで割り切って考えれば、それはそれで一応の結論は出るのではないのでしょうか。

(宮沢啓嗣委員)

色々なご意見も出ていますので、それは附帯意見として附記してはどうかと思います。
せっかくこれだけの議論がされているわけですので、審議会としてこういう意見もありま
したということでもいいのではないのでしょうか。

(古川会長)

どうでしょう、今のような方向で。こういった制約の中でいろいろなものを求められて
いるわけですから、何か変わっていかねばならないと思います。議論のあり方に立ち
返って考えますと、本来ならどうあるべきかということに基づいて答申すべきではないか
という気がします。

そうすると、大体の方向が見えましたので、これから議論すべきこととしては、増額改
定をするのであれば、その増額の幅ということ。あとは行政委員についての意見交換も必
要でしょうか。それでは、5分ほど休憩して、最後の手続きに入りたいと思います。

(休 憩)

(古川会長)

では、再開いたします。増額改定の方向でやるということになりますと、いかなる基準を持って増額の幅を考えていけばいいかという問題があります。これについて、事務局で試算したものがありませんから、説明していただけますか。

(職員課長)

当日配布資料2ということで、A3横の用紙を配布しております。特別職報酬等の額の改定案ということで、3案のたたき台を提出させていただきました。

①は、報酬月額を改定しない場合ということです。ただし、国がこれくらいプラスしてくるだろうという部分で、期末手当を0.05月増というのを反映させております。

もう一点、俸給報酬額の一番上段に青字で書いてある部分が、議長、副議長、議員の部分であるかと思えます。こちらは、市長の俸給との比較割合で本市は較差があるということで、政令市平均で計算した時どうなるかということを示しています。議長は市長の77.3%、副議長は69.6%、議員は63.5%とした場合の数字で提示させていただきました。従いまして、議長は現行77万8000円ですが、この割合を反映しますと89万9000円になるということで12万1000円の増、副議長は70万円が81万円になり11万円の増、議員は65万3000円が73万9000円になり8万6000円の増、こういったかたちで参考にお示しさせていただきます。

右の方にありますのは退職手当額ということで、現行支給額と改定額との影響を示しています。ここは改定なしということで同額になっております。こちらの数字については、任期4年間、月数にして48か月を満了した場合のものです。なお、市長については、現任期については退職手当額を5割カットしますということで、条例改正が済んでおりますので、実際に支給されるのはこの半分ということになります。

中段は期末手当の額です。仮に支給月数が3.15か月にアップしたとなるとどうなるかという数字でございます。議長、副議長、議員については、報酬額がアップした場合にはこれだけの影響が出ますという数字です。

下段の表は年収総額です。上にある月額と期末手当を合計した場合ということで、報酬が据え置きでございますので、期末手当の0.05か月の影響だけということです。また、青字の方は、議長など政令市平均の較差まで上がると仮定したならばこれだけの金額になりますよという資料でございます。

②の資料に移ります。今回、一般職の俸給表平均改定率が0.3%ということですので、こちらを適用したらどうなるかということで試算したものです。改定後については、率を掛けた後の千円未満の端数については切り上げということで算出させていただいております。

以降の内容の考え方としては、先ほどと同じになります。現行の額よりもアップしたということで、市長が4000円、副市長、議長、副議長が3000円、議員が2000円の増額となります。そうしますと、影響額としては年間の月数1.2倍しますので、市長であれば4万8000円ということになります。当然本俸が上がりますと、期末手当にも影

響が出てくるということで、一番下の年収について、上の月額と期末手当の影響をすべて網羅するというのであれば、一番右に出てくる数字となり、市長で13万2900円の増、また、それぞれの職でも増となります。青字の部分については、さらに引き上げということになりますので、さきほどの①の数字よりも大きな影響が出てくるという形です。

③の改定案ですが、こちらは平成19年の政令市移行から据え置きということですので、過去の人事委員会勧告のプラスとマイナスを考慮し、その累積で考えております。数字としては、0.385%のプラスになります。そうした場合の影響額は、一番上の月例部分では市長が5000円、副市長が4000円、議長副議長議員が3000円の引き上げとなります。表の見方としては、先ほどまでと同じ考え方ですので、期末手当についても3.15月分に引き上げた場合には一番右の数字になりますし、月例部分そして期末手当すべてプラスとした場合には、下段の年収総額は②の場合よりも若干のプラスとして影響が出ております。事務局としては、以上3案で考えさせていただきました。

(古川会長)

そうしますと、報酬月額と期末手当の双方について引き上げを図るということになれば、今回の人事委員会勧告の数字をそのままスライドさせて特別職に適用させたのが②の案ということですね。その結果、②案で行きますと、報酬月額について市長は4000円の増額、副市長、議長、副議長が3000円、議員が2000円の増ということです。金額的にはわずかなものですので、この程度の増額があったとしても、特別な予算措置が必要にはならないと、執行は容易だということになるろうかと思えます。

この、増減の4000円とか3000円というキリのいい数字ですが、これはどうやって算出していますか。四捨五入か何かをしているということですか。

(職員課長)

今回は、すべて千円未満切り上げという形で試算しております。当然ながら、四捨五入という考え方も可能ですし、場合によっては端数切捨てというようなものも過去にございます。そこは全体を見てお考えいただければと思います。

(古川会長)

わかりました。それから、③案ですが、こちらは平成19年以降の人事委員会勧告で、一般職は上がったことも下がったこともあります、特別職はそれと連動せずに現状維持ということでやってきていました。その増額と減額を累計しますと0.385%という数字になるわけですね。今回の改定にあたっては、平成19年に政令市移行してからの精算を行うという考え方で行けば、この0.385%を上げるという考え方になるわけです。そうしますと、市長の上げ幅は5000円、副市長は4000円、議長副議長議員は3000円ということになります。期末手当については、人事委員会勧告そのまま0.05月増額するというわけです。これが「たたき台」としての事務局案です。

ただ、これではあまりにも少なすぎるということで、他都市との較差を一気に解消しようということになれば、何千万という予算措置を講じなければならなくなりますので、それを一気に実行するというのは現実的ではないだろうと思えます。前回は委員から発言が

ありましたが、機会を見つけて少しずつ是正していくという形でやっていかないと、なかなか難しいだろうと。そういうことで考えた案です。

今回は、この上げ幅についてどうするかということを中心に議論を詰めて、答申の作成まで持っていきたいと思っておりますので、ひとつご協力をお願いいたします。

ということで、今日の議論はこれくらいにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。何かございますか。

(牧野委員)

今日の議論を踏まえて、答申の原案も作っておいていただければと思いますが。

(職員課長)

議論の結果どうなるか固まっていますが、議論がスムーズに行くような形で仮のかたちということでご理解いただいたうえで、金額を空欄にしたような形で、考えられる範囲内で作成してみたいと思います。

(総務部長)

参考までに、正副議長の金額ですが、いわゆる政令市平均という形にしております。もし、このとおりに実施するとすると結構な金額になります。これで本当にいいのかということについても考えていただければと思います。

(宮沢啓嗣委員)

例えば、直近で議員定数を51に減らしましたよね。本来であれば、そういう時に定数を削った原資をもって体系是正をするというのがあるべき姿だと思うのですよね。限られた原資の中でそれをやろうとすると、またひずみが出ておかしな話になりますから、変えるべき時に変えてこなかったツケが出てきているという部分ですし、こういう時にやるしかないのではないかと。

(総務部長)

答申案については、案といってもある程度の方針がないと出しにくいのではないかと。あと一回しかないわけですし。

(牧野委員)

あまり20位にこだわる必要もないのではないですか。

(宮沢啓嗣委員)

先ほどの経常収支だとか財政指数といったものが政令市の平均に届いているのかということ、平均以下なのですよね。最初に岩橋委員がおっしゃった、財政という部分が改善に向かっているとは言い難いという部分もあります。その部分については私もその通りだと思います。ですから、資源をどう活用していくかという話になると思うわけです。そうすると、これは政策議論ですから我々の範囲を超えてしまいますので、そこはなかなか難しい

のではないかと思いますよね。

(古川会長)

今回は、改正作業の終着点というわけではありません。今までやってこなかったことについて、多少の風穴があげられたかなというレベルでの認識だと思います。本来ならば、これを平均値近くまで持っていくことになるので、相当の予算措置を講じていかなければなりませんから、それを一挙にやろうとするのはなかなか現実的ではないと。そういうことであれば、機会をとらえては増額して、較差是正に努めるということになるのではないのでしょうか。

(宮澤茂委員)

先ほどの事務局の説明で異論が二つあります。まず一つは、期末手当の月数です。勧告通りということで0.05月の増という部分ですね。勧告を読んでもらうとお分かりのように、期末手当に配分ではなく勤勉手当に配分していますよね。説明の中では、特別職には勤勉の概念がないということでしたが、それにもかかわらず率だけは持ってくるというのが腑に落ちないと。

二つ目として、業務に見合った形になっていない部分をなんとか手当しましょうという案ですけども、そのもとになっているのは全政令市の平均だったり、過去の勧告の数字だったりということです。正直な話、順位というのは結果として付いてくるものであって、順位にこだわる必要はないかと思います。むしろ順位で見ると、例えば新潟市の一般会計に占める市民税の割合などは最下位に近いわけですよね。そのような中で、ここに平均を持って来るとするのはちょっと乱暴だと思います。また、率についても今回の勧告だけを使えば0.3%ということでしたが、冒頭の説明では、全体では0.3%だけでも9級では0.1%という話がありました。そうすると、今回の勧告に関しては、若年層には手厚く配分して、8級9級については率にして0.1%程度なわけですから、勧告の率を使うのであれば全体を使うのではなくて、9級の数字を使うのがむしろ近いのではないかと思います。

(古川会長)

では、次回は増額の幅を巡って、議論を深めてみたいと思います。よろしくお願ひします。事務局から連絡事項はございますか。

(職員課給与係長)

市長、副市長が増額になるということですが、執行部サイドとして、教育長、病院水道の事業管理者、常勤監査委員もおりますので、それらの特別職をどうするか、また、冒頭にも出ました行政委員ですね。選挙管理委員や教育委員など、そちらもどうするかということで、条例に意見聴取規定があります。それで金額をどうするかという意見を審議会からいただきたいと思いますので、会長に対して別途、総務部長のほうから意見聴取依頼をお渡ししたいと思いますが、お願いしてよろしいでしょうか。

(総務部長)

ただ今、説明のありましたとおりですので、よろしく申し上げます。

(古川会長)

今までの慣習的なやり方としては、市長などの改定にならうということでやってきたのでしょうか。市長、副市長が増額あるいは減額となった場合には、教育長とか他の行政委員にも当てはめてということでやってきたわけですね。ということは、それと違うやり方を取らない限りは、これでいいということでしょうか。

(職員課長)

これまで条例根拠がないところで議論されてきました。過去の審議会の中で、それで意見を求めるのは少しおかしいのではないかというご意見がありましたので、こちらについては平成25年9月議会で条例改正して、第2条第3項という項目を追加して皆さんから正式に意見を求めるなら、条例根拠に基づいて実施しようということで追加させていただいた内容です。

(古川会長)

条例をみると、第2条第2項では審議会に意見を求めなければならないという義務規定となっていますが、第3項は意見を求めることができるという規定となっています。ですので、気重に感ずることはないかと思いますがどうでしょうか。

(職員課長)

市長とのバランスを見ながらなど、考える方法は色々あるかと思いますが、過去には市長が上がれば他の特別職についても引き上げ、連動してきたという経緯がありますので、そのやり方についてどういう手法がいいのか、また、額についてはこの程度でいいのではないかというあたりでご意見をいただければよいと思っております。

(古川会長)

わかりました。次回は11月10日火曜日の13時30分からですね。

(職員課長補佐)

はい。11月10日午後1時半から、本日と同様にこの第四委員会室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。皆さんお疲れ様でした。

【 終 了 】